

# 草加ハイキングの会 会則

平成 26 年 1 月制定  
令和 7 年 3 月改定

## 名 称

第 1 条 この会は「草加ハイキングの会」と呼ぶ。

## 会 員

- 第 2 条 会員は、ハイキング及び軽登山を愛好し、本会の会則を承認し、団体行動が出来ることを条件とする。  
第 3 条 会員は、過去、既存の社会的地位・権力や学歴を本会に持ち込まない事を条件とする。  
第 4 条 会員は、政治活動・経済活動・宗教活動・反社会的活動を本会に持ち込まない事を条件とする。  
第 5 条 会員は、登山の危険性と自己責任を認識し、入会に対し家族の同意書提出を条件とする。  
第 6 条 上記の第 2～5 条に同意し、2 回のお試し参加で会員の承認を受けた者が会員になれる。  
第 7 条 会員は、年度末に行う総会に参加し、会員継続の意思を伝え、年会費を納入することで会員を継続できる。  
第 8 条 本会は、会員の慶弔に対して関与しない。  
第 9 条 定例会・会の行う行事への参加・不参加は、会員の自由であり強制されるものではない。

## 目的と活動

- 第 10 条 本会は、大自然の中で仲間と語り、楽しい行事を通じて会員相互の健康と親睦を図ることを目的とする。  
第 11 条 定例会は、原則毎月第 1 日曜日に、初級コース・平坦路を基本にコース設定し、年間 11 回実施する。  
第 12 条 会員は年 1 回以上、自身が計画したハイキング又は登山のリーダーを行う。

## 組織と運営

- 第 13 条 本会は、会員の総意をもって運営されるものとし、役員により管理・運営される。  
第 14 条 定例会は、役員のいずれかがリーダーとして参加することを条件とする。  
第 15 条 行事は、会員が計画し参加者を募り、会員が 2 名以上参加する行事を会の行事とする。単独での行事、会員以外の者との行事は会の行事とは認めない。  
第 16 条 定例会や会の行事は、会員からの希望を募り、実施可能なものを採用して計画をする。  
第 17 条 本会は、会員から年会費を徴収して財源とする。納入した会費は理由のいかんを問わず返却しない。  
第 18 条 会計年度は、4 月から次年の 3 月とし、年度末に総会を行い、会計報告と年会費の徴収を行う。  
第 19 条 徴収した年会費は、保険加入費用・計画書印刷費用・その他雑費に使用することができる。

## 会の責任と保険加入

- 第 20 条 会員は、本会の活動に際して、自己責任で参加・自己責任で行動するものとする。  
第 21 条 本会は、会員全員が財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入し、定例会や会の行う行事に参加中の事故に対して、スポーツ安全保険の保証内容の範囲内で責を負う。  
第 22 条 登山に参加する者は、日山協山岳共済会に入会し、山岳保険のハイキングコースに加入することを参加条件とする。(未加入で遭難の場合、救援者費用は自己負担です。)  
第 23 条 マイカー利用の際は、その車が加入している保険の保証内容の範囲内で責を負う。

役 員：小野寺会長・桜井副会長・リーダー：西山・佐山・笠原・角田

年会費：

年 齢	入会金	年会費	年会費内訳
64 歳以下	500 円	3,050 円	保険金 1,850 円 + 経費 1,200 円 (印刷費・雑費)
65 歳以上	500 円	2,400 円	保険金 1,200 円 + 経費 1,200 円 (印刷費・雑費)

スポーツ安全保険補償内容：会の行事に参加の為、家の玄関を出てから玄関に戻るまでの間が保険適用

年 齢	死 亡	後遺障害	入院 (1 日)	通院 (1 日)	責任賠償	突然死葬祭費用
64 歳以下	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人 1 億円 対物 5 億円	180 万円
65 歳以上	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		

日山協山岳共済会補償内容：年会費：1,000 円・ハイキングコース V：2,390 円 (年)、合計 3,390 円 (年)  
資料請求は、電話 03-5958-3396 月～金 10:00～17:00 日山協山岳共済会山岳共済事務センター

死 亡	後遺障害	救援者費用	入院 (1 日)
200 万円	200 万円	500 万円	1,500 円

※参考：保険料が安くなるように、重複する責任賠償保険なしの V 型を推奨していますが、日常生活の事故による責任賠償責任保険 1 億円が付いている I 型、保険料 3,520 円も有ります。合計 4,520 円